### 東京二十三区清掃協議会のあらまし

いて紹介します。 今回は、清掃協議会の概要や業

務内容及び令和5年度の予算につ

う。)という組織をご存知でしょう 協議会(以下「清掃協議会」とい

みなさんは、

東京二十三区清掃

るとともに、連絡・調整を図る機

## 清掃協議会の概要

掃協議会は、

23区及び東京

の2に基づく組織で、一部事務組 れた、地方自治法第252条の2 として平成12年4月1日に設立さ 合とは異なり、 一十三区清掃一部事務組合(以下 清掃一組」という。)を構成団体 法人格は有しませ

移管に際して、それまで東京都が 革の重要な柱であった清掃事業の 実施することとなりました。 する事業を、23区が責任を持っ 行ってきた一般廃棄物の処理に関 平成12年4月から、 一般廃棄物の処理にあたっては、 都区制度改

場を使用して委託処理するなど 関係機関で役割分担して行ってい 東京都が設置・管理する埋立処分 掃一組が行い、ごみの最終処分は 投入は、23区が共同で設置した清 却等の中間処理及びし尿の下水道 収集・運搬は、各区が担当し、焼

組の共通する事務を共同で処理す 自立性を保ちつつ、23区と清掃 清掃協議会は、各区の自主性

> 者)の下、23区及び清掃一組の職 事務局長 関として設置された組織です。 員が事務局として働いています。 より定めた特別区長。任期2年。)、 清掃協議会では、会長(協議に (清掃一組の常勤副管理

なお、清掃協議会は23区からの

### 業務内容

連絡調整事務を行っています。 を管理執行し、それらに付随する び一般廃棄物処理業等の許可事務 運搬に係る請負契約の締結事務及 清掃協議会では、 廃棄物の収集

## 事業調整課

負担金によって運営されています。

の架装基準等の調整に関すること 清掃協議会の会議及び清掃車両

◆管理係

◆経理係

車等に関すること

許可係

掃業の許可に関すること 一般廃棄物処理業及び浄化槽清

### 【会計課】 ◆出納係

に関すること ▼審査係 現金の出納保管、 決算の調製等

収支命令の審査に関すること

### 会長 事務局長 事務局次長 事業調整課 会計課 管理係 経理係 許可係 清掃協議会の会議体系(令和5年度) 東京二十三区清掃協議会会議(各区長) 東京二十三区清掃協議会幹事会 (各区副区長及び清掃一組常勤副管理者) 東京二十三区清掃協議会部長会 (各区清掃主管部長、清掃一組総務部長、 同施設管理部長、清掃協議会事務局次長) ◆作業用自動車等供給計画委員会(経理係) ◆雇上契約検討会(経理係) 専門部会 ◆車両検討委員会(管理係) ◆許可事務検討委員会(許可係) 東京二十三区清掃協議会課長会 (各区清掃リサイクル主管課長、清掃一組総務部総務課長、 同施設管理部管理課長、清掃協議会事業調整課長)

清掃協議会の事務局組織図

廃棄物収集運搬請負契約及び配

14

## 事務範囲について

許可係が設置されました。 処理する事務の範囲が変更され、 平成25年に清掃協議会が共同で

があります。 び清掃一組議会の議決を経る必要 において確認された後に、各区及 事務範囲の変更には、特別区長会 約で定められています。そのため、 清掃協議会の担任する事務は規

ら事務範囲が変更になる可能性が とになります。 ありますが、右記の手続を経るこ 今後も、事務効率化等の観点か

# 会議体の専門部会について

会があり、 清掃協議会の会議体には専門部 次のことをしています。

# ①作業用自動車等供給計画委員会

(平成12年度設置

業者の処分の決定を行う。 別供給台数の計画作成・変更及び 選定業者(現行雇上50社)の会社 うとする事業者の適格性を審査し 必要な作業用自動車等を供給しよ 清掃車両が起こした事故等の契約 た上での契約相手方業者の選定 直営車両以外で収集運搬作業に

## ②雇上検討委員会

(平成15年度設置

約)における運賃等の積算方法及 び契約方法の検討を行う。 雇上契約(廃棄物運搬請負契

# ③車両検討委員会

(平成12年度設置

業運営の適正化に期することを目 基準、 雇上車の架装に関する指導、その 的とする。また車両架装基準等、 他必要事項の協議検討を行う。 作業用自動車について、 機能の改善等を検討し、 架装の

# ④許可事務検討委員会

(平成25年度設置)

検討を行う。 討することを目的とし、 に関する重要事項について協議検 般廃棄物処理業等の許可事務 課題等の

### 令和5年度予算のあらまし

●歳

出

二十三区清掃協議会 2 1

歳出は、次のとおりです。 清掃協議会全体に関わる事 総務管理費(465万円

管理執行費(583万8千 円 務の管理を行う経費です。

廃棄物運搬請負契約事務に 連絡調整費(23万6千円 する経費です。 関する経費と許可事務に関

東京

3

の連絡調整に関する経費で 整や、清掃協議会と23区と 清掃車両の架装基準等の調

予備費 (50万円)

4

※23区の家庭から出たごみを収集する主な清

緊急時や災害時等の危機管 理対策の経費です。

(東京二十三区清掃協議会)

掃車両です。

となりました。 予算との比較では、 は1122万4千円で、 令和5年度の歳入歳出予算額 20万円の増 前年度

### ●歳

を計上しています。 円)と繰越金等202万4千円 920万円 歳入は、 (1区あたり40万 区からの 負 担 金

令和5年度 東京二十三区清掃協議会 一般会計歳入歳出予算 歳入 歳出 (単位:千円) 繰越金 予備費 繰越金 予備費 1,822 2.022 500 500 管理 執行費 5,838 (52%) (17%)(18%)(5%)管理 執行費 5,969 (54%) (5%) 諸収入 諸収入 連絡調整費 連絡調整費 2 (0%) 2 255 236 負担金 9,200 負担金 9,200 (0%)(2%)(2%)総務 総務 (83%)(82%)管理費 4,650 (41%) 管理費 4,300 令和4年度11,024(100%) 令和5年度11,224(100%) 令和4年度11,024(100%) 令和5年度11,224(100%)